

このように、コールセンターの運営に係る人件費等について業務に従事した実態のない人数等に係る金額が請求されるなどしていたこと及びライセンスの調達費用について実際には購入していない分が請求されていたことにより、電通テックからの請求額が適正なものとなっていなかったのに、本省は、確認を十分に行わないまま電通テックからの請求のとおり

に支払っていた。
したがって、業務に従事した実態のない人数等に係る金額及び購入していないライセンスの調達費用を除くなどして適正な支払額を算定すると748,234,034円となることから、前記の支払額864,931,312円との差額116,697,278円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、電通テックにおいて実績に基づき適正な費用を請求することについての認識が欠けていたこと及びライセンスの調達費用の請求に当たり確認が十分でなかったことなどにもよるが、本省において電通テックから提出された請求書等の関係書類の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

保 険 給 付 (64)–(67)

(64) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース助成金)の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目 部 局 等	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費 厚生労働本省(支給庁) 2 労働局(支給決定庁)
支給の相手方	3 事業主
特定就職困難者 コース助成金の 支給額の合計	9,400,000 円(令和2年度～5年度)
不当と認める支 給額	2,200,000 円(令和2年度～4年度)

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、60歳以上の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な求職者(以下「就職困難者」という。)、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより正規雇用労働者としての就業が困難な求職者等の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、当該求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者コース助成金(以下「就職困難者コース助成金」という。)、就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金等がある。

(2) 就職困難者コース助成金の支給

就職困難者コース助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

また、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所と雇用又は請負の関係にあった者を雇い入れた場合等は、支給対象とならないこととなっている。

そして、支給額は、原則として表に記載のとおりとなっている。

表 就職困難者コース助成金の支給額

区分		企業規模	第1期 支給額	第2期 支給額	第3期 支給額	第4期 支給額	第5期 支給額	第6期 支給額	支給総額	支給 回数
短時間労働者以外	60歳以上の 高齢者等	中小企業 事業主以外 の事業主	25万円	25万円					50万円	2回
		中小企業 事業主	30万円	30万円					60万円	2回
	身体障害者 及び知的障 害者	中小企業 事業主以外 の事業主	25万円	25万円					50万円	2回
		中小企業 事業主	30万円	30万円	30万円	30万円			120万円	4回
	重度障害者 等	中小企業 事業主以外 の事業主	33万円	33万円	34万円				100万円	3回
		中小企業 事業主	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	240万円	6回
短時間労働者	下記の区分 に該当しない、労働時 間 が 週 20 時 間 以 上 30 時 間 未 満 の 短 時 間 労働者	中小企業 事業主以外 の事業主	15万円	15万円					30万円	2回
		中小企業 事業主	20万円	20万円					40万円	2回
	労働時間が 週 20 時 間 以 上 30 時 間未満の障 害者	中小企業 事業主以外 の事業主	15万円	15万円					30万円	2回
		中小企業 事業主	20万円	20万円	20万円	20万円			80万円	4回

(注) 雇入れに係る日(賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日等)から起算した最初の6か月を第1期、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期とする。

就職困難者コース助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、就職困難者コース助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けること

のできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する就職困難者コース助成金等の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国 47 労働局のうち 6 労働局が平成 30 年度から令和 5 年度までの間に支給決定を行った就職困難者コース助成金等 233,956 件(支給決定金額計 68,111,658,131 円)から、支給実績等を基に、同 211 件(同 64,783,329 円)、当該支給決定に係る 31 事業主を選定して、就職困難者コース助成金等の支給の適否について、厚生労働本省及び 6 労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 6 労働局 山形、群馬、東京、神奈川、京都、山口各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、2 労働局管内において 2 年度から 5 年度までの間に就職困難者コース助成金の支給を受けた 3 事業主は、雇入れ日の前日から起算して 3 年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所と雇用又は請負の関係にあった者を雇い入れているのに当該者を支給対象に含めるなどして就職困難者コース助成金の支給を申請していた。したがって、これらの 3 事業主に対する就職困難者コース助成金の支給額計 9,400,000 円のうち計 2,200,000 円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったことや制度を十分に理解していなかったことにより、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、2 労働局において、これに対する審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

神奈川労働局は、事業主 A から、就職困難者 B を令和 2 年 6 月に藤沢公共職業安定所の紹介を受けて同年 7 月に雇い入れたとする支給申請書等の提出を受けて、これらに基づき、就職困難者 B を支給対象とする就職困難者コース助成金 800,000 円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、事業主 A は就職困難者 B と平成 30 年 9 月には請負の関係にあり、事業主 A は雇入れ日の前日から起算して 3 年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所と請負の関係にあった就職困難者 B を雇い入れていた。

したがって、就職困難者 B は就職困難者コース助成金の支給対象とならず、就職困難者コース助成金 800,000 円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名		本院の調査に係る 事業主数	不適正支給に係る 事業主数	左の事業主に支給 した就職困難者 コース助成金	左のうち不当と認 める就職困難者 コース助成金
群	馬	6	1	千円 2,600	千円 600
神	奈川	6	2	6,800	1,600
	計	12	3	9,400	2,200

(65) 雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部局等	厚生労働本省(支給庁) 静岡労働局(支給決定庁)
支給の相手方	5 事業主
キャリアアップ 助成金の支給額 の合計	13,680,000 円(令和元、3、4 各年度)
不当と認める支 給額	13,680,000 円(令和元、3、4 各年度)

1 保険給付の概要

(1) キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金(以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者(以下「^(注1)有期契約労働者」という。)等の企業内でのキャリアアップを支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、正社員化コース等がある。

(注1) キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

(2) 助成金の支給

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

そして、正社員化コースの支給要件は、事業主が、①上記のキャリアアップ計画書に記載された計画期間内に労働協約又は就業規則等に基づき、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換すること、②転換後6か月以上の期間継続して雇用し、転換後6か月間における基本給、賞与及び定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額(以下「賃金総額」という。)を転換前の6か月間の賃金総額と比較して5%以上(令和3年度以降は、賃金総額から賞与を除いた額を3%以上)増額させていることなどとなっている。